

補助金と助成金の違い

項目	補助金	助成金
主な管轄機関	経済産業省／中小企業庁	厚生労働省
補助金／助成金の例	事業再構築補助金、ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金	雇用調整助成金、働き方改革支援助成金、キャリアアップ助成金
支給額	経営／事業等を推進するための投資／支出が主な支給対象となることから、支給額は助成金に比べると大きい。 (補助率の例： 1/3～1/2)	雇用や能力開発、就業環境の改善等に関する活動が支給対象となることから、支給額は助成金に比べると小さい。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書等の必要書類を提出申請 ・申請のあった企業各社の事業計画等を審査 ・審査の結果、優位性のある事業計画を採択 ・採択された補助事業を実施 ・採択後に補助事業等の状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画等を提出申請 ・計画した施策を実施 ・その他労働保険料の滞納がないこと、労働関係法令の違反がないこと、等、他多数要件あり
採択率	補助金制度ごとに採択件数や予算枠が設定されているため、応募件数が多くなると審査の通過率（採択率）は低下	一般的には一定の給付要件を満たすことで給付が可能
支給時期	後払い制 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は、補助事業期間内に補助事業のために支払ったことが確認できるものに限定 ・事後に会計検査院から検査を受ける可能性があり、適切な会計処理等が必要 	後払い制
相談先（専門家）の例	コンサルティング会社、中小企業診断士、税理士	社会保険労務士